

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年内閣府・法務省・財務省令第二号）

改 正 案		現 行
	(外国口座管理機関の指定の公示)	(新設)
	<p>第三条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第四十四条第一項第十三号の指定（以下「指定」という。）をしたときは、その指定を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を官報で公示しなければならない。</p> <p>(外国口座管理機関の指定の申請)</p> <p>第四条 指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出して申請しなければならない。</p> <p>一 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>二 代表者の氏名</p> <p>三 外国において他人の社債等（法第二条第一項に規定する社債等をいう。以下同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている旨</p> <p>四 指定国内上位機関（指定申請者の上位機関（法第二条第七項に規定する上位機関をいう。以下同じ。）又は次項第三号の意思の表明をした振替機関等（法第二条第五項に規定する振替機関等を</p>	

いう。以下同じ。）若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有する者をいう。以下同じ。）の商号又は名称

前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

い。

一 登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けていることを証する書面

三 指定申請者が法第四十四条第一項の規定により口座の開設を受けていることを証する書面（指定申請者が同項の規定により口座の開設を受けていない場合には、振替機関等から当該指定申請者のために同項の規定により口座を開設する見込みである旨の意思の表明があつたことを証する書面）

四 その他指定に関し参考となる書類

3 前項各号に掲げる書類のうち日本語で作成されていないものがあるときは、その訳文を附さなければならぬ。

4 指定申請者は、第一項の申請をするには、指定国内上位機関を経由してしなければならない。

（商号等の変更の届出）

第五条 前条第一項の申請に基づき指定を受けた者（以下「外国口座管理機関」という。）は、当該申請に係る同項各号に掲げる事項に

（新設）

ついて変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2| 前項の届出には、当該届出に係る事項の変更の事実について確認

することができる書類を添付しなければならない。

3| 前項の書類が日本語で作成されていないものであるときは、その訳文を付さなければならぬ。

4| 外国口座管理機関は、第一項の届出をするには、指定国内上位機関（上位機関がない場合にあつては、上位機関であつた者又は前条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有するもの）を経由してしなければならない。

5| 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、第一項の規定により外国口座管理機関の商号若しくは名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第六条 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、次条の規定による申請があつたとき又は指定を受けた者が法若しくは法に基づく命令の規定に違反したときその他特に必要があると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2| 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（新設）

(指定の取消しの申請手続)

第七条 外国口座管理機関が指定の取消しを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定取消申請書を金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に提出して申請しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする期日

三 法第四十四条第一項の規定により他の者のために口座を開設していらない旨

2 外国口座管理機関は、前項の申請をするには、指定国内上位機関(上位機関がない場合にあっては、上位機関であった者又は第四条第二項第三号の意思の表明をした振替機関等若しくはその上位機関のうち、国内に営業所又は事務所を有するもの)を経由してしなければならない。

第八条・第九条 (略)

(新設)

第三条・第四条 (同上)